

鳴門教育大学の内部質保証に関する方針

令和元年11月13日
学長裁定
改正 令和元年11月27日
令和4年3月28日
令和5年2月8日
令和7年3月31日

1. 目的

この方針は、本学の使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと（以下「内部質保証」という。）を実現するため、体制や手順等の基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 内部質保証の体制

- (1) 統括責任者：内部質保証の最終的な責任を負う者として、学長をもって充てる。
- (2) 自己点検・評価責任者：内部質保証の中核となる全学的な自己点検・評価を実施する責任を負う者として、自己点検・評価委員会委員長（副学長（評価担当））をもって充てる。
- (3) 質保証及び改善・向上責任者：内部質保証の重点項目として本学が位置付ける各領域において、質の保証及び改善・向上の責任を負う者として、別紙1に掲げる者をもって充てる。

3. 内部質保証の手順

- ① 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価委員会において、別紙2のとおり各領域の質保証及び改善・向上責任者に対するデータ収集及び学内外の関係者の意見の活用による点検（モニタリング）を行う。
- ② 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価委員会において、モニタリングの結果や得られたデータ等を踏まえた総合的（全学的）な自己点検・評価を実施する。
- ③ 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価の結果について、経営協議会及び教育研究評議会を通じて統括責任者に報告する。
- ④ 統括責任者は、自己点検・評価結果を踏まえた改善措置について、自己点検・評価委員会に付託するものとする。
- ⑤ 自己点検・評価委員会は付託された改善措置について、各領域の質保証及び改善・向上責任者へ改善指示を通知する。
- ⑥ 各領域の質保証及び改善・向上責任者は、自己点検・評価結果を踏まえた改善指示について改善措置策等を検討、立案の上、対応計画を策定し実施することで、改善・向上活動に取り組む。

- ⑦ 大学における自己点検・評価の客観性、妥当性、透明性を高めるため、外部関係者へ情報提供を行い、客観的なエビデンスデータに基づく検証及び提言を受ける。
- ⑧ 自己点検・評価責任者は、自己点検・評価委員会において、対応計画の進捗を確認し、その進捗状況に応じた必要な対処を行う。
- ⑨ 自己点検・評価責任者は、対応計画の実施（改善・向上）結果について、経営協議会及び教育研究評議会を通じて統括責任者に報告する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から実施し、令和4年度に係る自己点検・評価から適用する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から実施し、令和6年度に係る自己点検・評価から適用する。

別紙1 「質保証及び改善・向上責任者」一覧

領域 (内部質保証の 重点項目)	単位	質保証及び改善・向上責任者
1.教育研究上の 基本組織	全学	総務委員会委員長 (学長)
		教育研究評議会議長 (学長)
2.内部質保証	全学	総務委員会委員長 (学長)
		自己点検・評価委員会委員長 (副学長(評価担当))
3.財務運営、管理 運営及び情報の 公表	全学	総務委員会委員長(学長)が指名する委員 (副学長(総務・財務担当))
4.施設及び設備 並びに学生支援	全学	総務委員会委員長(学長)が指名する委員 (副学長(総務・財務担当))
		附属図書館運営委員会委員長 (附属図書館長)
		情報システム運用管理委員会委員長 (CIO(情報化統括責任者))
		学生支援委員会委員長 (副学長(学生支援担当))
		就職委員会委員長 (副学長(学生支援担当))
		国際交流委員会委員長 (副学長(国際交流担当))
5.学生の受入	学校教育教員 養成課程	学校教育学部入学試験委員会委員長 (副学長(研究・入試担当))
	修士課程	大学院学校教育研究科入学試験委員会委員長 (副学長(研究・入試担当))
	専門職学位課 程	大学院学校教育研究科入学試験委員会委員長 (副学長(研究・入試担当))
6.教育課程と学 習成果	学校教育教員 養成課程	学校教育学部教務委員会委員長 (特命補佐(学部教育・連携教職課程担当))
	修士課程	大学院学校教育研究科教務委員会委員長 (副学長(教育・改革担当))
	専門職学位課 程	大学院学校教育研究科教務委員会委員長 (副学長(教育・改革担当))

別紙2（各領域における点検（モニタリング））

領域	実施時期 (頻度)	モニタリング対象	評価観点	モニタリング対象データ例	
				学内根拠資料・データ例	関係者・外部者の意見を 活用するデータ例
1.教育研究上の基本組織	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■総務委員会 ■教育研究評議会 	1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・大学概要 ・学則 	
			1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教員配置に関する基本方針 ・教員定員計画 ・定員現員表 	
			1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・運営・教育研究組織図 ・学則 ・役職者一覧 	
2.内部質保証	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■総務委員会 ■自己点検・評価委員会 	2-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価規則 ・自己点検・評価委員会規程 ・外部評価委員会規程 ・自己点検・評価実施要項 	
			2-2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証に関する方針 	
			2-3 内部質保証が有効に機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標・中期計画の進捗管理の状況を示す資料 ・自己点検・評価結果を踏まえた改善措置に関する資料 	
			2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・大学改革推進体制 	
			2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・コースの自己点検・評価結果 ・事務分掌細則 	
3.財務運営、管理運営及び情報の公表	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■総務委員会 	3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ・財務レポート ・予算配分に対する反映状況に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ■第三者評価の結果 ■外部有識者（経営協議会の外部委員、外部評価委員会）からの意見 ■監事、会計監査人からの意見 ■共通指標による相対評価の仕組みに用いられる評価結果 ■教育等に関するアンケート ■大学院入学者アンケート ■授業評価アンケート ■設置計画履行状況等調査において付される意見等
			3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・学則 ・役員会規則 ・経営協議会規則 	
			3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・運営・教育研究組織図 ・事務組織規程 ・事務分掌細則 	
			3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学内委員会名簿 	
			3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・監事監査規程 ・監事監査実施基準 ・内部監査規程 	
			3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人カバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書 ・財務レポート 	
4.施設及び設備並びに学生支援	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■総務委員会 ■附属図書館運営委員会 ■情報システム運用管理委員会 ■学生支援委員会 ■就職委員会 ■国際交流委員会 	4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境、自主的学習環境等の整備・利用状況データ 	
			4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生、特別な支援が必要な学生等への支援状況データ 	
5.学生受入	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育学部入学試験委員会 ■大学院学校教育研究科入学試験委員会 	5-1 学生受入方針が明確に定められていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学生受入方針 	
			5-2 学生の受入が適切に実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験委員会規程 ・入学選抜試験実施要項 ・学校教育学部入学者選抜状況 ・大学院学校教育研究科入学者選抜状況 ・入学試験委員会議事要録及び資料 	
			5-3 在籍者数が収容定員に対して適正な数となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・定員充足状況データ 	
6.教育課程と学習成果	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育学部教務委員会 ■大学院学校教育研究科教務委員会 	6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針 	
			6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程方針 	
			6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、ナンバリング等） 	
			6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバス ・教育実習計画 	
			6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学生のニーズに応える履修指導の体制組織・指導・助言に関する資料 	
			6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準に則った各授業科目の成績評価や単位認定の組織的な取組に関する資料 	
			6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学位規程 	
			6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得、就職、進学の状況データ 	